

水林総第 405 号
令和5年(2023年)6月6日

(一社)北海道水産土木協会会長 様
(一社)北海道森林土木建設業協会会長 様
北海道森林土木設計協会会長 様

水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置については、これまで別紙に示す各通知により対応してきたところですが、令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行され、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、別紙に示す各通知を廃止することとしたのでお知らせします。

記

- 1 廃止する通知
別紙による
- 2 適用年月日
通知日より適用とする
なお、既契約工事及び委託業務についても、本通知日以降は適用するものとする。

(管理係)

○廃止する通知

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について
【R2. 2. 26 水林総第 1570 号】
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について
【R2. 3. 2 水林総第 1590 号】
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱の明確化について
【R2. 3. 2 水林総第 1600 号】
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について
【R2. 3. 23 水林総第 1713 号】
- (7) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
【R2. 4. 14 水林総第 103 号】
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について
【R2. 5. 15 水林総第 213 号】
- (9) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について
【R2. 6. 11 水林総第 336 号】
- (10) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
【R3. 1. 18 事務連絡】
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応について
【R2. 5. 19 事務連絡】
- (12) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の対応について
【R2. 6. 11 事務連絡】